

小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

豊川市が実施する小坂井地域交流会館（仮称）設計業務に係る委託事業者の選定に当たり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施します。

I 一般事項について

1. 背景・趣旨

平成29年3月に策定した「小坂井地区公共施設再編整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を十分理解し、豊川市が計画している支所機能、生涯学習・コミュニティ機能、児童館機能、図書館機能を有した複合施設整備に係る基本設計・実施設計業務を委託するに当たり、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を特定することを目的とします。

2. 小坂井地域交流会館（仮称）整備事業の概要等

- (1) 事業予定地：豊川市小坂井町大堀10番地ほか（名鉄本線伊奈駅より約500m）
- (2) 敷地面積：約7,807㎡（図上求積）、約8,766㎡（公図面積）
- (3) 施設規模：約2,700㎡
- (4) 導入機能：支所機能、生涯学習・コミュニティ機能、児童館機能、図書館機能

3. 業務内容

- (1) 業務名：小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託
- (2) 業務内容：小坂井地域交流会館（仮称）基本設計及び実施設計
- (3) 想定事業費：約14億1千万円（解体工事、外構工事等を含む）
- (4) 履行期限：平成31年1月15日
- (5) 履行期間：基本設計：契約締結日の翌日～平成30年2月28日
実施設計：平成30年3月1日～平成31年1月15日
- (6) 予算概要：63,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内
（内、平成29年度は15,200,000円、平成30年度は48,000,000円とする。）

4. 選定の方式

本設計者選定は2段階で審査を実施する公募型プロポーザル方式とします。

- (1) 参加表明：応募資格及び要件を確認します。
- (2) 第1次審査：審査委員会（非公開）により、第2次審査での提案を求める5者程度を選定します。

- (3) 第2次審査：プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会（非公開）により、最優秀者及び優秀者それぞれ1者を選定します。

5. その他

- (1) 名称：小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託公募型プロポーザル
(2) 主催者：豊川市
(3) 事務局：豊川市総務部財産管理課公共施設マネジメント係
住所 豊川市諏訪1丁目1番地
電話 0533-89-2108 FAX 0533-89-2163
Eメール zaisan@city.toyokawa.lg.jp
対応時間 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日は除く）
URL <http://cms.city.toyokawa.lg.jp/shisei/gyoseiune/management/facilitymanageinvest.html>

II 実施スケジュールについて

区分	内容	日程	備考
第1次 審査	手続き開始の告示	平成29年4月7日(金)	市ホームページにて掲載
	実施要領等の配布期間	平成29年4月7日(金)～ 平成29年4月28日(金)	事務局窓口にて配布・市ホームページにて掲載
	質疑の提出期間	平成29年4月7日(金)～ 平成29年4月21日(金)	提出方法：持参又は郵送等
	質疑の回答	平成29年4月27日(木)	回答方法：市ホームページにて掲載及び窓口に配架
	参加表明書提出期間	平成29年4月7日(金)～ 平成29年5月1日(月)	
	受付番号交付	平成29年5月2日(火)	
	技術提案書等の提出期間	平成29年5月2日(火)～ 平成29年5月22日(月)	提出方法：持参又は郵送等
	第1次審査	平成29年6月12日(月)頃	【非公開】
	結果通知及び第2次審査参加要請	平成29年6月13日(火)	
第2次 審査	技術提案書等の提出期間	平成29年6月13日(火)～ 平成29年7月14日(金)	提出方法：持参又は郵送等
	第2次審査	平成29年7月19日(水)頃 ※	プレゼンテーション・ヒアリング・審査【非公開】
	第2次審査結果通知	平成29年7月25日(火)	

※審査の日程は、決定後速やかに連絡します。

III 応募資格について

1. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は2者あるいは3者で構成される設計共同体（以下、「提案事務所」）とします。また、必要に応じて協力者（以下、「協力事務所」）（※1）を設けることができます。協力事務所は単体企業としての参加及び設計共同体の構成員として重複して参加することはできませんが、複数の提案事務所の協力事務所として参加することは可能です。

（※1）単体企業又は設計共同体の構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を指します。

（1）前提となる要件

提案事務所及び協力事務所はそれぞれ以下の、①～⑥全てを満たさなければ

なりません。

- ①対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入札参加資格を有していない場合は、登録を行うこと。
- ②豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又これに準ずる措置を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- ⑥国税又は地方税の滞納をしていないこと。

（2）基本的要件

提案事務所は以下の①～⑧全てを満たさなければなりません。

- ①提案事務所の代表者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。
- ②提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任をもって総括する立場（総括責任者）として従事すること。
- ③総括責任者及び「建築意匠」、「構造」、「電気設備」、「機械設備」の主任技術者（※2）をそれぞれ1名ずつ配置できること。また、総括責任者は各主任技術者を兼任することはできません。
（※2）建築意匠を除く各主任技術者には、協力事務所から配置することができます。
- ④総括責任者及び主任技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ⑤総括責任者又は「構造」の主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ⑥総括責任者又は「電気設備」若しくは「機械設備」の主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ⑦総括責任者は、延床面積500㎡以上の完成した建築物（設置主体の公・民は問わない。）の建築設計の責任者（※3）として実績を有すること。
（※3）「総括責任者」、「主任技術者」又はこれと同等と認められる立場とします。また、過去に所属した一級建築士事務所での実績も対象とします。
- ⑧提案事務所が設計共同体的場合、参加表明書の提出時まで設計共同体を組織し、設計共同体を構成する全構成員（※4）が前項（1）①～⑥を満たすこと。

(※4) 設計共同体の構成員は、本プロポーザルに係る他の提案事務所の構成員と重複することはできません。

(3) 提案事務所の実績要件

日本国内で契約履行が完了した同種(※5)又は類似(※6)の業務に携わった実績があること。

(※5) 同種の業務とは、公の施設(※7)のうち、延床面積500㎡以上の子育て支援施設(※8)又は他世代にわたる市民が利用でき、交流や活動の場となる各種施設(集会施設、文化施設、生涯学習施設等)の新築に関する設計業務をいう。

(※6) 類似の業務とは、上記以外の延床面積500㎡以上の公の施設(公営住宅を除く。)の新築に関する設計業務をいう。

(※7) 公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設をいう(ただし、市町村庁舎を含む)。

(※8) 子育て支援施設とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設並びに地域子育て支援拠点及び幼稚園をいう。

2. 応募の制限

(1) 一応募者につき提案は一つとします。

(2) 次に掲げる者は本プロポーザルに参加できません。

- ①「V. 1. 審査委員会」に示す委員及びその家族
- ②「V. 1. 審査委員会」に示す委員及びその家族が自ら主宰又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者
- ③「小坂井地区公共施設再編整備基本計画策定業務」受託者及びその家族

IV 手続き等について

1. 第1次審査

(1) 現地視察

主催者による事業予定地の視察会等は予定していません。提案にあたって、現地視察を実施する場合、周辺居住者等へ迷惑のないよう、ご配慮ください。

(2) 質疑応答

- ①質疑提出期間：平成29年4月7日(金)から平成29年4月21日(金)まで(土曜日、日曜日は除く)の各日午前9時から午後5時まで(必着)
- ②提出図書：質疑書(様式1)
- ③提出方法：持参、郵送、宅配便、FAX又は電子メールにより事務局へ提出してください。郵送又は宅配便の場合、封筒に「小坂井地域交流

会館（仮称）設計業務公募型プロポーザル質疑書在中」と朱書きにより明記してください。いずれの提出方法においても、到着等の確認をされたい場合には事務局へ問い合わせください。FAX又は電子メールにて提出された際は、必ず事務局へ到着の確認について問い合わせをしてください。

- ④回答：平成29年4月27日（木）に市のホームページで回答するとともに、事務局（豊川市総務部財産管理課）窓口にて閲覧できるものとします。

（3）参加表明

ア 参加表明書提出期間：平成29年4月7日（金）から平成29年5月1日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出図書（参加表明書等）

①参加表明書（様式2）

※同種又は類似業務の実績には、「Ⅲ. 1.（3）提案事務所の実績要件」に示す内容を記載し、実績を証明する書類等を添付すること。

②「Ⅲ. 1.（1）前提となる要件②～⑥」を証明する書類（様式3を参考に作成）

※設計共同体の場合、全構成員の書類を提出してください。

③提案事務所の代表者が所属又は代表する企業の建築士事務所登録通知書の写しを原本証明したもの

④総括責任者の一級建築士資格証明書等の写しを原本証明したもの

⑤総括責任者調書（様式4）

⑥総括責任者の実績を証明する書類等

また、設計共同体として本プロポーザルに参加する場合は以下の⑦及び⑧についても提出してください。

⑦設計共同体結成届（様式5）

⑧設計共同体設置に関する協定書の写しを原本証明したもの

※上記協定書は、「小坂井地域交流会館（仮称）設計共同体取扱要綱」に示す「設計共同体協定書」に準じて作成するものとします。

⑨参加表明提出図書チェックリスト（様式6）

ウ 提出部数：上記イに示す参加表明書等：3部（原本1部、写し2部）

エ 提出方法：持参、郵送又は宅配便により、上記イに示す参加表明書等を事務局へ提出してください。郵送又は宅配便の場合、封筒に「小坂井地域交流会館（仮称）設計業務公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きにより明記してください。いずれの提出方法においても、到着等の確認をされたい場合には事務局へ問い

合わせください。

オ 受付番号交付：平成29年5月2日（火）に技術提案書等に記載して頂く受付番号を担当者宛に通知します。

(4) 提出図書（技術提案提出書等）

①技術提案提出書（様式7）

②取組体制（様式8）

③資格証明等

i) 主任技術者の一級建築士資格証明書等の写しを原本証明したもの

ii) 「Ⅲ. 1. (1) 前提となる要件②～⑥」を証明する書類（様式3を参考に作成）

※参加表明時に提出していない協力事務所の書類を提出してください。

④協力事務所に関する調書（様式9）

※必要な場合のみ

⑤技術提案書（様式自由、A2版）

➤これまでの小坂井地区での検討経緯を踏まえ、以下の点を考慮して、施設整備の考え方をA2版片面1枚に簡潔に記載してください。また、技術提案書には、登録番号以外、名前等の提案者が特定できる表現はしないでください。

i) 小坂井地区公共施設再編整備基本計画（資料2）における「3-1. 小坂井地区における公共施設再編の基本方針」を実現するための施設計画の考え方

ii) 地域関係者及び施設管理者の意向反映の考え方

iii) 施設の活用や施設を利用した活動の展開方策

iv) コスト縮減の考え方・工夫

⑥技術提案書縮小版（上記技術提案書をA3版に縮小したもの）

⑦第1次審査提出図書チェックリスト（様式10）

⑧参考見積書

⑨上記①～⑧をPDF化したデータを記録したCD又はDVD

(5) 提出図書作成要領

①提出部数

・技術提案提出書（様式7）：3部（原本1部、写し2部）

・（様式3及び様式8～10）及び一級建築士資格証明書等の写しを原本証明したもの：3部（原本1部、写し2部）（クリップ留め）

・技術提案書（様式自由、A2版）：1部

・技術提案書縮小版（上記技術提案書をA3版に縮小したもの）：7部

・参考見積書（様式自由）：3部（原本1部、写し2部）

・（4）⑨のCD又はDVD：1部

②技術提案書作成方法

- ・用紙はA 2版（縦420mm×横594mm）としてください。
- ・用紙右上に参加表明書提出後に事務局から交付される受付番号を判読可能なサイズで記載してください。
- ・パネル化はせず、折り曲げない状態で提出してください。
- ・文字は判読のしやすさに配慮してください。

(6) 提出期間及び方法

- ①提出受付期間：平成29年5月2日（火）から平成29年5月22日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）
- ②提出方法：持参、郵送又は宅配便により事務局へ提出してください。郵送又は宅配便の場合、外装のわかりやすい位置に「小坂井地域交流会館（仮称）設計業務公募型プロポーザル提出図書在中」と朱書きにより明記してください。また、配達記録が残る方法で送付してください。

(7) 審査結果の発表

第1次審査の結果については、平成29年6月13日（火）に市のホームページ等で公開するとともに、技術提案書提出者に通知します。なお、第1次審査通過者には、第2次審査参加要請の詳細について別途通知します。

2. 第2次審査

(1) 提出図書（技術提案提出書等）

- ①技術提案提出書（様式7）
- ②技術提案書（様式自由、A 1版）
 - 第1次審査の技術提案書の内容をさらに詳細に検討し、A 1版片面1枚に簡潔に記載してください。
 - 第1次審査の技術提案書を踏まえて、第2次審査参加者に審査委員から第2次審査の技術提案書について追加の検討事項を伝えることがあります。
- ③技術提案書縮小版（上記技術提案書をA 3版に縮小したもの）
- ④提案事務所の代表作品（様式11）
- ⑤第2次審査提出図書チェックリスト（様式12）
- ⑥工程表
- ⑦参考見積書
- ⑧上記①～⑦をPDF化したデータを記録したCD又はDVD

(2) 提出図書作成要領

①提出部数

- ・技術提案提出書（様式7）：3部（原本1部、写し2部）
- ・技術提案書（様式自由、A1版）：1部
- ・技術提案書縮小版（上記技術提案書をA3版に縮小したもの）：7部
- ・（様式11及び12）：3部（原本1部、写し2部）
- ・工程表及び参考見積書（様式自由）：3部（原本1部、写し2部）
- ・（1）⑧のCD又はDVD：1部

②技術提案書作成方法

- ・用紙はA1版（縦594mm×横841mm）としてください。
- ・用紙右上に第1次審査通過通知時に事務局から交付される受付番号を判読可能なサイズで記載してください。
- ・A1版の技術提案書は厚さ5mm程度の軽量のボードで裏打ちして提出してください。
- ・文字は判読のしやすさに配慮してください。

(3) 提出期間及び方法

- ①提出受付期間：平成29年6月13日（火）から平成29年7月14日（金）まで（土曜日、日曜日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）
- ②提出方法：持参、郵送又は宅配便により事務局へ提出してください。郵送又は宅配便の場合、外装のわかりやすい位置に「小坂井地域交流会館（仮称）設計業務公募型プロポーザル技術提案書在中」と朱書きにより明記してください。また、配達記録が残る方法で送付してください。

(4) プレゼンテーション・ヒアリング

- ①平成29年7月19日（水）に開催予定です。詳細については、第2次審査参加者に別途通知します。
 - ②提案者による技術提案書の説明（パワーポイントと模型（任意）によるプレゼンテーション）と審査委員によるヒアリングを実施します。
 - ③プレゼンテーションに参加できる提案者は総括責任者を含め3名までとします。なお、総括責任者は必ず出席してください。
- ※上記3名以外に、PC操作者として1名を追加することも可能です。

(5) 審査結果の発表

第2次審査の結果（最優秀者及び優秀者の決定）については、平成29年7月25日（火）に第2次審査参加者に通知するとともに、市のホームページで公開します。

(6) 2次提案作成費用

第2次審査参加者には、第2次審査結果発表後に一律、2次提案作成費用として20万円（予定）を支払います。ただし、設計業務契約締結者については、基本設計委託料に含むものとします。

3. その他

- (1) 提出された書類は、返却しないものとします。
- (2) 各審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。
- (3) 第2次審査の内容・様子については、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止とします。
- (4) 参加表明書等及び技術提案書等の作成並びにプレゼンテーション等の本プロポーザルに関して要した費用は、2次提案作成費用以外は応募者の負担とします。

V 審査について

1. 審査委員会

受託者の選定にあたっては、「小坂井地域交流会館（仮称）設計者選定委員会」により指名された以下の委員で構成される「小坂井地域交流会館（仮称）設計者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」により審査を行います。

小坂井地域交流会館（仮称）設計者審査委員会

- 委員 松島 史朗（豊橋技術科学大学教授）【学識】
- 委員 阿部 聖（愛知大学教授）【学識】
- 委員 藪田 誠（小坂井連区長）【市民代表】
- 委員 橋本 記久子（基本計画策定委員）【市民代表】
- 委員 竹本 幸夫（豊川市副市長）【行政】
- 委員 鈴木 信弘（豊川市財産管理監）【行政】

2. 審査方法

(1) 第1次審査【非公開】

技術提案書（様式自由：A2版1枚、表面のみ、横置き）について審査を行い、第1次審査者通過者5者程度を選定します。

(2) 第2次審査【非公開】

第1次審査通過者5者程度を対象として、技術提案書（様式自由：A1版1枚、表面のみ、横置き）等によるプレゼンテーション及びヒアリング、審査を実施し、最優秀者、優秀者を1者ずつ選定します。

3. 技術提案書等審査基準概要

審査基準	
第1次 審査	基本計画に記載されている「施設整備の前提条件及び配慮事項」及び「基本方針」を踏まえ、同計画における「2-1. 基本コンセプト」を達成しうる
第2次 審査	施設等が提案されているかどうか、第1次審査では取組体制を、第2次審査では提案内容を含めて総合的に判断します。

VI 設計業務委託について

1. 契約の締結交渉

- (1) 最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、豊川市は設計（基本設計及び実施設計）業務委託の契約交渉を行うものとします。
- (2) 契約方法は随意契約とします。
- (3) 委託料は豊川市の算出した金額以内とし、6,320万円程度を上限とします。
- (4) 委託料は、基本設計業務完了後に履行部分に係る業務委託料以内で部分払いを行うことを予定しているとともに、残額については、本業務完了後に精算払いすることを予定しています。
- (5) 本業務を受託した者（設計共同体にあっては全構成員）並びにその協力事務所（以下、「選定事業者」）及び選定事業者と次に掲げる事実が認められる建設業者は、本施設に係るすべての工事の入札への参加及び当該工事を請け負うことはできません。
 - ①一方が、他方に出資していること
 - ②一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること
- (6) 最優秀者に選定された者が、本プロポーザル終了後に、「VII. 1. 失格要件」に該当すると認められた場合又は、豊川市と最優秀者による基本設計業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの優秀者に契約交渉権が与えられます。
- (7) 契約にあたっては、豊川市の入札参加資格者名簿への登録が必要となります。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して、豊川市は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 本業務は、平成29年度予算において平成30年度債務負担行為を設定し、複数年の履行期間となっております。

2. 設計業務委託内容について

- (1) 詳細の業務内容については、別添特記仕様書を参照してください。

- (2) 設計の節目となるタイミングで小坂井連区役員会及び小坂井地区住民を交えてデザイン等を協議する場を設けることを予定しています。

VII その他

1. 失格要件

本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は、失格となります。

- (1) 提出図書が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (2) 提出図書が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- (3) 提出図書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 提出図書に、虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、実施要項に違反すると認められた場合
- (7) 他者の技術提案書を盗用した疑いがある場合

2. 接触の禁止

本プロポーザルの告示から第2次審査結果が公表されるまでの間において、本件に関して、以下の者に、直接、間接を問わず接触をした場合は失格となります。

- (1) 審査委員
- (2) 事務局及び関係職員（実施要項に定める手続きは除く。）
- (3) 「小坂井地区公共施設再編整備基本計画策定業務」受託者

3. 手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

4. 著作権及び提出物の扱い

- (1) 提出図書は返却いたしません。必要な場合は、控えを取っておいてください。
- (2) 技術提案書等の著作権は提案者に帰属します。
- (3) 豊川市は本選定に関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに、本プロポーザルにおいて提出された技術提案書、模型（写真含む）及び設計に対する基本的な考え方等について、無償で一部又は全部を使用できるものとします。
- (4) 提出図書については、豊川市情報公開条例の開示請求の対象となります。

5. 辞退

参加表明提出以降に、辞退する場合は、辞退届（様式13）を事務局に提出してください。

6. 配布資料

- 資料1：小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託特記仕様書
- 資料2：小坂井地区公共施設再編整備基本計画
- 資料3：小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託公募型プロポーザル提出図書
作成要領
- 資料4：小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託公募型プロポーザル提出図書
審査基準
- 資料5：小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託公募型プロポーザル様式集